

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合があります。
- 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
1 北海道 幌加内町	満65歳以上	両耳の聴覚レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、聴覚身体障害者に該当しない方	補聴器購入費用の2分の1で上限20,000円
2 北海道 美瑛町	70歳以上	聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳による補聴器の交付を受けられない方	町民税所得割非課税世帯：補聴器助成対象費用の2分の1助成で片耳上限25,000円 町民税に滞納のない方対象で、生活保護世帯は対象外
3 北海道 歌志内市	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方	上限30,000円
4 北海道 蘭越町	満70歳以上	両耳の聴力レベルが50デシベル以上で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の支給対象とならない方	市町村民税所得割非課税世帯：補聴器購入費用の2分の1以内で上限30,000円
5 北海道 赤井川村	65歳以上	身体障害手帳交付対象以外	新たに補聴器を購入する際、補聴器購入費用の50%を基本に上限30,000円
6 北海道 東川町	65歳以上	両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満（耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないこと）で、聴覚障害による身体障害者手帳交付対象以外	ポケット型・耳かけ型・耳あな型・眼鏡型等の補聴器購入費用で基準助成額片耳30,000円 原則片耳だが、医師が両耳装用有効と判断すれば片耳ずつの対象 生活保護世帯：上限30,000円 住民税非課税世帯：上限20,000円 上記以外世帯：上限15,000円
7 北海道 上士幌町	65歳以上	平均聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満（中等度難聴）で、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方	住民税非課税（本人）：補聴器購入費用の2分の1で上限50,000円
8 北海道 鹿追町	65歳以上	両耳か片耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満（中等度）で、聴覚障害による身体障害者手帳を所持しておらず、耳鼻咽喉科医により補聴器の使用が必要と証明された方	耳かけ型、または耳あな型の補聴器本体購入費用で上限30,000万円（1人1回限り）
9 北海道 豊頃町	65歳以上	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の支給対象とならない方	上限30,000円（1人1台限り） 町民税非課税世帯または生活保護世帯 集音器は対象外
10 北海道 東神楽町	満65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならず、耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認められた方	住民税非課税世帯：上限40,000円 住民税課税世帯：購入費の2分の1以内で上限20,000円
11 北海道 赤平市	65歳以上	身体障害者手帳の該当とならない程度の難聴の方で、耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方	市民税均等割非課税：上限50,000円 修理・メンテナンス等の費用、申請前に購入したものは対象外 再度の申請は助成交付から5年経過後より可
12 北海道 根室市	なし	障害者総合支援法、介護保険法その他の法律による支給制度を受けられない方で、医師が日常生活用具の必要性を認める方	市民税課税世帯：補聴器購入見積額の2分の1以内で片耳につき上限50,000円 市民税非課税世帯：補聴器購入見積額の3分の2以内で片耳につき上限50,000円 補聴器購入費用助成については医師意見書により両耳を認めるが、補聴器修理は片耳につき1年1回に限り10,000円 医師意見書3,000円は世帯の課税状況に関わらず実費
13 北海道 上川町	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベルから70デシベル未満（中等度難聴）	補聴器購入費用の2分の1で上限50,000円（1人1回限り） メンテナンス代・修理代・診断料は対象外
14 北海道 新得町	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベルで、聴覚障害による身体障がい者手帳の交付を受けていない方	補聴器購入費用の4分の1で片耳上限50,000円（助成回数は片耳につき2回まで） 税金の滞納がないことが条件
15 北海道 池田町	65歳以上	聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない方で、平均聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満（中等度難聴）で、補聴器の使用が必要と医師が証明している方	片耳または両耳の耳かけ型または耳あな型補聴器購入費用の2分の1以内で上限50,000円（1人1回限り） ポケット型、補聴器以外の集音器等の購入、修理・メンテナンス、申請し助成が決定する前に購入した補聴器は対象外

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
16 北海道 浦幌町	記載なし	両耳または片耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満（中等度難聴の方）で、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方	耳かけ型または耳あな型補聴器購入費用の2分1の以内で上限50,000円
17 北海道 北見市	70歳以上	両耳の聴力損失が40デシベル以上で、老衰又は身体の障がいにより補装具を必要とする方	高度難聴用ポケット型補聴器交付券発行 申請者の属する世帯の世帯員全てが市民税非課税であることが条件
18 北海道 厚岸町	18歳以上	両耳の平均聴力レベル30デシベル以上かつ身体障害者手帳交付の対象とならない程度の難聴で、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがなく、補聴器使用で一定の効果が期待できること	基準額は高度難聴用耳かけ型補聴器（43,900円） 修理の場合は修理の内容や部品の種類ごとに基準額が決まっています該当しない部品あり 一般世帯：基準額の5割を自己負担 町民税非課税世帯：基準額の3割を自己負担 生活保護世帯：基準額の1割を自己負担
19 北海道 弟子屈町	全年齢	記載なし	障害者総合支援法による自立支援給付（補装具）に定める「高度難聴用耳かけ型」の購入（43,900円）・修理基準額以内で、購入や修繕に要した経費の7割から5割を助成（助成額は所得額により変動）
20 岩手県 久慈市	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象にならず、耳鼻咽喉科治療で聴力改善が見込めない方	基準価格（ポケット型：41,600円、耳かけ型：43,900円）の範囲内で原則9割助成
21 岩手県 遠野市	60歳以上	聴力レベル両耳55デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻咽喉科的治療により聴力改善が見込めない方	補聴器購入価格と基準額のいずれか低い額 生活保護世帯：自己負担なし 上記以外の世帯：1割自己負担 高度難聴用ポケット型補聴器基準額：34,200円 高度難聴用耳掛け型補聴器基準額：43,900円
22 岩手県 九戸村	18歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならず（ただし医師が補聴器の装着の必要があると認められた場合はこの限りではない）、耳鼻咽喉科治療により聴力改善が見込めない方	原則見積額の1割が自己負担で、購入費が基準額を超える場合は差額も自己負担 高度難聴用ポケット型基準額：41,600円 高度難聴用耳かけ型 基準額：43,900円 耳あな型（レディメイド）基準額：87,000円 耳あな型（オーダーメイド）基準額：137,000円
23 岩手県 大船渡市	18歳以上	両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満または1耳の聴力レベルが50デシベル以上他耳の聴力レベルが90デシベル未満で、身体障害者手帳の聴覚障害に該当しない軽度難聴の方（治療により改善が見込める方は対象外）	補聴器の費用は補装具費の算定基準額を上限とし、高度難聴用ポケット型または高度難聴用耳かけ型補聴器を給付 課税状況により費用の一部を自己負担する必要あり、既に給付を受けた場合は耐用基準年数の5年間は申請不可 購入後申請は給付対象外
24 宮城県 富谷市	満65歳以上	平均聴力レベルが両側40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象に該当せず、耳鼻咽喉科医師の診断を受け補聴器の使用が必要と認められた方 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていないことが条件	片耳・両耳問わず補聴器本体購入費用で上限20,000円（1人1回限り） 市税の滞納がなく、本制度による助成を受けたことのない方対象 集音器など補聴器以外の機器、故障や修理、メンテナンス費用など補聴器本体以外の費用、申請に必要な受診にかかる費用（診察、検査、主治医意見書作成等）、市の交付決定前に購入したものは対象外
25 秋田県 三種町	65歳以上	聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けておらず、聴力低下のため日常生活に支障があり補聴器の使用が必要である方	町民税所得割非課税世帯、生活保護受給世帯：補聴器購入費用額と20,000円のいずれか低い額（1人1台限り） 本助成を受けている者は対象外
26 秋田県 横手市	18歳以上	身体障害者手帳の交付対象とならず、両耳の聴力レベルが30デシベル以上、またはこれに相当すると医師に認められた方 また耳鼻咽喉科治療による聴力改善が見込めないこと	管理医療機器である補聴器（令和5年4月1日以降購入のもの）の本体および付属品購入費用の2分の1で上限50,000円 市税の滞納がなく、当該助成金の交付を5年間受けていないこと
27 秋田県 仙北市	満65歳以上	聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けておらず、原則として両耳の聴力が40デシベル以上の方	補聴器本体および最低限の付属品購入費の2分の1（両耳であっても1台分のみ）で上限30,000円 3月31日以前に購入した補聴器、集音器の購入費、付属品のみ購入費および補聴器の故障、修理、メンテナンス、受診、検査費用および文書料、送料などは助成対象外

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
28 山形県 庄内町	満65歳以上	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器に係る補装具費の支給を受けることができない方	補聴器購入費用の2分の1に相当する額で上限20,000円 町民税所得割が課されておらず、過去5か年の間に当該補助金の交付を受けていない方対象
29 山形県 山形市	65歳以上	記載なし	「山形市聴こえくつきり事業」の一環として、両耳補聴器購入費用で上限40,000円
30 福島県 二本松市	おおむね65歳以上	身体障害者手帳の交付を受けておらず、聴力レベルが両耳55デシベル以上70デシベル未満で、治療により聴力改善が見込めない方	補聴器本体1台分の購入費用の2分の1で上限30,000円（一人1回限り） 集音器、受診費用、文書料、付属品、修理費用、メンテナンス料等、市の助成決定を受ける以前に購入した補聴器は対象外 住民税非課税世帯で、世帯全員に市税等の滞納が無い方対象
31 茨城県 古河市	65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方	補聴器購入費用の2分の1以内で上限30,000円（一人1台1回限り）
32 栃木県 宇都宮市	おおむね65歳以上	一側耳の聴力レベルが、55デシベル以上90デシベル未満、他側耳の聴力レベルが55デシベル以上70デシベル未満で、身体障がい者の聴覚障がいに該当せず、専門医師により補聴器の使用が必要と認められた方	補聴器（高度難聴用ポケット型か高度難聴用耳掛型）交付（所得額により負担額変動）
33 栃木県 足利市	75歳以上（65歳以上で要介護認定または要支援認定を受けているか、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者を含む）	両耳の聴力損失の程度が55デシベル以上で専門医師が補聴器の使用を必要と認め、聴覚障がいの程度が身体障がい者福祉法に規定する障がいの程度に該当しない方	市と契約している業者でポケット型補聴器を一部負担で購入可能 生活保護世帯：無料 市民税非課税世帯：給付費用の1割を自己負担
34 群馬県 大泉町	65歳以上	両耳で50デシベル以上、または一側耳30デシベル以上かつ他耳が70デシベル以上で、障害者総合支援法に基づく補聴器の支給を受けられない方 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定した耳鼻咽喉科専門医から補聴器の使用が必要であると診断され、意見書等を提出することが条件	補聴器本体購入費用の2分の1 市町村民税非課税者の場合 片耳装用の補聴器30,000円 両耳装用の補聴器50,000円 市町村民税課税者の場合 片耳装用の補聴器20,000円 両耳装用の補聴器30,000円 町税に滞納がなく市町村民税非課税の方対象
35 群馬県 前橋市	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない方	市民税非課税世帯：補聴器購入費用と25,000円とのいずれか低い額（一人1台1回限り） 集音器、診察料、検査料、意見欄作成料等の受診費用及び補聴器の修理、保守、電池交換並びに付属品のみ購入に係る費用は対象外 過去5年間に前橋市自立高齢者日常生活用具給付事業による補聴器または助聴器の給付を受けていない方対象
36 群馬県 太田市	65歳以上	聴覚障がいによる身体障がい者手帳の交付を受けおらず、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師より補聴器の使用が必要であると認められた方	補聴器購入費用の2分の1で上限30,000円 補聴器購入後の申請、集音器、助聴器は対象外
37 埼玉県 朝霞市	65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳を所持しておらず、医師が補聴器の必要性を認める方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限20,000円（一人1回限り） 集音器は対象外
38 埼玉県 秩父市	65歳以上	聴覚障がいによる身体障害者手帳の対象とならず、両耳の聴力レベルが40デシベル以上であり、医師から補聴器が必要と認められた方	市内に住所を有する販売業者または市内の医療機関において医師の指示のもと販売業者から購入した補聴器の購入費用で上限20,000円（一人1回限り） 元々使用していた補聴器の買い替えも対象 本人またはその同一世帯に属する方が市税等を滞納していない方対象

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合があります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
39 埼玉県草加市	65歳以上	軽度・中度難聴者で、医師から補聴器の必要性が認められ、補装具費の支給対象でない方	住民税非課税世帯：補聴器1台購入費用で上限20,000円（1人1回）
40 埼玉県鳩山町	65歳以上	障害者自立支援法による補聴器の支給対象にならず、医師が補聴器を必要と認めた方	補聴器購入費用で上限20,000円
41 埼玉県小鹿野町	満65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳を所持しておらず、医師が補聴器の必要性を認めた方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限20,000円（1人1回限り）
42 千葉県船橋市	65歳以上	医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があり、聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない方	所得税非課税世帯：補聴器購入費用で上限20,000円 補聴器購入日の翌日から起算して1年を経過した後に申請された場合、過去に市から補聴器の支給及び助成を受けたことがある場合、集音器、助聴器などは対象外
43 千葉県鎌ヶ谷市	65歳以上	耳鼻咽喉科医師から補聴器が必要と認められ、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限20,000円（1人1台限り） 令和5年1月16日以降に補聴器を購入した方対象 本人が非課税でも課税者の扶養になっている方は対象外
44 千葉県印西市	65歳以上	聴覚障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けておらず、医師により補聴器の使用が必要であるとの証明がある方	補聴器購入費用で上限20,000円（1回限り）
45 千葉県浦安市	65歳以上	難聴のために補聴器が必要であると医師に証明された方で、聴覚障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けていない方	市民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限35,000円（1回限り） 医療機器として認定されている補聴器のみ対象
46 東京都墨田区	満65歳以上	聴覚障害により補聴器（補装具購入費）の支給を受けておらず、耳鼻いんこう科の医師から本事業の所定の基準を満たすと認められた方	補聴器購入費用で上限20,000円 補聴器の保守費用、修理費用、助成決定日以前に購入した費用や本事業に係る文書料は対象外
47 東京都大田区	満70歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳を所持しておらず、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用を必要と認めている方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限20,000円（1人1回限り） 故障・紛失、メンテナンス等は対象外
48 東京都豊島区	65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の対象（高度難聴以上）とならず、日常生活などで耳が聞こえにくく、耳鼻科の医師から本事業の基準を満たす証明を受けた方（中程度難聴程度）	補聴器本体購入費用を助成（1人1台1回限り） 住民税本人非課税（介護保険料所得段階が1から5）：上限50,000円 住民税本人課税（介護保険料所得段階が6から16）：上限20,000円 集音器、故障、修理、メンテナンス、申請前に購入されたもの、受診料、検査費用、証明書料、送料等は対象外
49 東京都板橋区	65歳以上	聴覚障害での身体障害者手帳の交付の対象とならず、耳鼻咽喉科医が補聴器の使用が望ましいと判定した両耳とも中等度難聴以上の方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限20,000円（1人1回限り） 交付が決定する前に購入した補聴器、修理費及び付属品のみの購入は対象外 助成決定後に送付する「補聴器購入アフターケア証明書」に沿って、補聴器販売店で約4週間の調整を継続し終了した後、「補聴器購入アフターケア証明書」を区へ提出する必要あり
50 東京都東大和市	65歳以上	一耳の聴力レベルがおおむね40デシベル以上で、医師が補聴器の装用を必要と認める方 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給を受けて補聴器を購入することができる方は対象外	市町村民税非課税の方：補聴器購入費で上限20,000円（1回限り、1耳につき1台） 補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内に申請が必要
51 東京都利島村	満65歳以上	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられず、耳鼻咽喉科を標榜する医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり補聴器が必要と認められた方	住民税非課税世帯：新たに購入する補聴器本体1台分の費用で上限20,000円 村税または村に納付すべき負担金等を滞納している場合や、この要綱により助成を受け5年未満の方は対象者外
52 東京都文京区	65歳以上	4分法による判断で聴力が40デシベル以上70デシベル未満で（医師の診断による例外あり）、聴覚障害による障害者手帳を持っておらず、医師の診断を受け医師が補聴器の必要性を認める方	住民税非課税の方：補聴器購入費用で片耳・両耳を問わず上限25,000円（1人1回限り）

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
53 東京都 荒川区	満65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方 聴覚障害の手帳をお持ちの方は対象外	補聴器本体および付属品購入費用で上限25,000円（1人1台限り） 前年の合計所得金額が350万円未満の方対象 医療機関の受診料や修理、電池交換、集音器は対象外
54 東京都 練馬区	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳（聴覚障害）を持たず、聴覚障害による身体障害者手帳の対象（高度難聴以上）とならない方	住民税非課税世帯、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者：補聴器本体および付属品の購入費用で上限25,000円（1人1台1回限り） 集音器および故障、修理、メンテナンスなどは対象外
55 東京都 足立区	満65歳以上	聴力レベルが両耳とも40デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳（聴覚障害＝高度難聴）を持っていない方	補聴器本体および付属品購入費用で上限50,000円（1人1回限り） 住民税非課税（生活保護受給者、中国帰国者支援給付受給者も含む）の方で、同一世帯の生計中心者の合計所得金額が944万円以下の方対象 故障・修理・メンテナンス料、集音器、専門医の受診料・検査費用・証明書料、補聴器の送料などは対象外
56 東京都 江東区	65歳以上	障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方	補聴器現物支給または補聴器本体購入費用助成上限30,000円のどちらかを選択（1人1回1台限り） 区で定める所得以下の方で、区の高齢者補聴器支給事業の現物支給または購入費助成を受けていない方対象 購入費用助成の場合、集音器は対象外
57 東京都 中央区	65歳以上	耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認める方 聴覚障害の身体障害者手帳の所持者は対象外	補聴器購入費用で上限35,000円（1人1回限り） 本人の前年の所得が下記を超えないことが条件： 扶養なし：所得金額 2,672,000円 扶養1人：所得金額 3,152,000円 注記：扶養親族が増すごとに38万円を加算
58 東京都 渋谷区	65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならず、耳鼻咽喉科専門医から本事業の基準を満たす証明を受けた方	住民税非課税世帯：補聴器1台分の本体購入費用で上限額35,000円 5年以内に渋谷区で同事業の助成を受けている場合、助成決定前に購入した機器、集音器の購入費、診察料、検査料、証明料、送料そのほか購入のために要した費用は対象外
59 東京都 葛飾区	満65歳以上	医師が補聴器を必要と認めた方 障害者総合支援法に基づく補聴器の支給対象者は対象外	住民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限35,000円（1人1回限り）
60 東京都 江戸川区	満65歳以上	4分法による両耳の聴力が40デシベル以上70デシベル未満（両耳または片耳の聴力が40デシベル未満の場合でも耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性があると判断した場合は対象）で、聴覚障害による身体障害者手帳を所持しておらず、耳鼻咽喉科の医師から本制度の所定の基準を満たすと認められ、医師の証明とオーディオグラム（純音聴力検査表、3か月以内のもの）を提出できる方	住民税非課税：補聴器本体購入費用で上限35,000円 過去にこの制度による助成を受けていない方対象 検査、集音器や付属品の購入、メンテナンス等にかかる費用、区の助成決定前に購入した補聴器は対象外
61 東京都 三鷹市	満18歳以上	聴覚障がいによる補聴器（補装具購入費）の支給の対象とならず、純音聴力検査や語音聴力検査の結果をもとに補聴器相談医が補聴器を必要と認める方	補聴器本体購入費用2分の1で上限40,000円（1台限り） 本人の合計所得金額が210万円未満の方対象 認定補聴器専門店以外の販売店で購入した補聴器は対象外
62 東京都 千代田区	なし	一耳の聴力レベルが40デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳を所持しておらず、補聴器の必要性を認める医師の意見を得ることができる方	補聴器購入費用の9割で上限50,000円 本人または扶養義務者等の所得が千代田区障害者福祉手当の所得基準の範囲内である方対象 過去にこの事業の助成を受けていないこと、または助成の決定を受けた日から起算して5年を経過していることが条件

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
63 東京都港区	60歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けておらず、区が指定する医療機関（補聴器相談医在籍）の医師が補聴器の装用を必要と認める方	補聴器本体（片耳1台分）とその付属品購入費用で上限137,000円 住民税課税の方：補聴器本体（片耳1台分）とその付属品購入費用の2分の1で上限68,500円 助成金の交付から5年を経過するまで再申請不可 購入後の申請、補聴器購入後に別途発生した修理費やメンテナンス費用は対象外 助成対象となる販売店は（公財）テクノエイド協会の補聴器販売店検索システムに掲載されている認定補聴器技能者が在籍する店舗に限るが、港区外の販売店も対象
64 東京都新宿区	70歳以上	聴力が低下した方 障害者の制度で補聴器を支給されている方は対象外	中程度の難聴に対応した耳かけ型または箱型補聴器左右いずれか1個を支給 生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方以外：自己負担2,000円 前回支給日から5年間は再支給不可
65 東京都府中市	満65歳以上	聴力が両耳とも40デシベル以上、または片耳が70デシベル以上であり、聴覚障害による補聴器（補装具購入費）の支給を受けることができない方	補聴器本体購入費用の2分の1で上限40,000円 前年の合計所得金額が210万円未満である方対象 集音器、補聴器の修理費やメンテナンス費、付属品のみの購入にかかる費用、交付決定前に購入した場合、認定補聴器専門店以外で購入した場合、この助成金の交付を過去5年以内に受けている場合は対象外 公益財団法人テクノエイド協会が認定する「認定補聴器専門店」で補聴器を購入することが条件
66 神奈川県厚木市	75歳以上	記載なし	補聴器購入費用で10,000円（助成期間3年以内において1回限り） 在宅の方が市内店舗や地域包括支援センターが紹介した市外の店舗から購入した助成対象品目（中古は除く）に対して助成
67 神奈川県清川村	65歳以上	補聴器を購入して心身の機能維持及び自立促進に努める方	当該年度中に購入した補聴器購入費用で上限10,000円 障害者総合支援法に規定された補装具費支給によって購入できる補聴器は対象外
68 神奈川県相模原市	65歳以上	原則両耳30デシベル以上で、医師による補聴器の使用が必要と証明が得られ、身体障害者手帳（聴覚障害）を持っていない方または対象とならない方	補聴器本体の購入に要する費用と助成上限20,000円の低い額（生活保護受給者世帯は生活保護費から支給） 市または地域包括支援センターから案内する介護予防事業等に参加し補聴器装用前後の生活状況等の変化に関するアンケートに回答できる方対象 集音器、修理費用、メンテナンス費用、リース費用、補聴器本体以外の付属品のみの購入費用や、本人および本人の属する世帯に市民税が課税されている方がいる場合は対象外
69 神奈川県愛川町	70歳以上	障害者総合支援法に基づく補聴器の支給対象とならない方	補聴器購入費用の2分の1で上限20,000円 前年度末までの町民税・固定資産税及び軽自動車税を完納し町民税の申告を行って介護保険法に定める介護保険施設に入所していない方対象
70 新潟県新潟市	50歳以上 74歳以下	両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上または補聴器の装用によりコミュニケーション能力の維持・向上について一定の効果が期待できると医師が判断した方 身体障がい者手帳交付対象となる方は対象外	補聴器購入費の2分の1以内で上限25,000円 市税の滞納がなく、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではない方対象 過去に本事業による助成を受けたことがある方、補聴器の付属品単体での購入、修理、部品交換及び調整等の費用は対象外
71 新潟県阿賀野市	18歳以上	身体障害者手帳（聴覚障がい）の対象とならない方で、両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上または医師に補聴器の装用が特に必要と判断された方	補聴器購入費用の2分の1で上限30,000円（2台購入しても上限30,000円） 修理、部品の交換・調整に係る費用は対象外で、原則として5年間は再申請不可
72 新潟県魚沼市	18歳以上	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方	生活保護世帯、市民税非課税世帯：補聴器本体または付属品の購入にかかる費用全額で上限30,000円 市民税課税世帯：補聴器本体または付属品の購入にかかる費用の2分の1で上限30,000円 修理、部品交換等の費用は対象外 本事業または魚沼市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による助成決定を受けたことがある方は、助成決定日から起算して5年を経過していることが条件

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
73 新潟県 聖籠町	18歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方	非課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限30,000円 課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限2万円 市町村民税所得割額の最多納税者が46万円未満の世帯で、過去5年間に聖籠町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による助成を受けていない方対象 原則装用効果の高い側に片側装用で、教育及び職業上真に必要と認められた場合は両側装着可
74 新潟県 三条市	50歳以上	片耳の聴力レベルが40デシベル以上で、医師が補聴器の装用を必要と認め、身体障害者手帳交付の対象とならない方	生活保護世帯または市民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 上記以外の方：補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円 修理費や付属品単体（イヤモールド等）の購入費は対象外 助成の交付を受けてから5年を経過するまで再申請不可
75 新潟県 新発田市	18歳以上	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付対象とならない方または医師が補聴器装用を必要と認めた方	生活保護世帯、市・県民税非課税世帯：補聴器購入費の全額で上限50,000円 上記以外の世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限30,000円 申請前に購入した補聴器、修理費や付属品単体の購入費は対象外 助成の交付を受けてから5年を経過するまで再申請不可
76 新潟県 小千谷市	50歳以上	身体障害者手帳の交付対象とならない、片耳の聴力レベルが40デシベル以上または医師が補聴器装用を必要と認めた方で、補聴器の装用によりコミュニケーション能力の向上に一定以上の効果が期待できると医師が判断する方	生活保護世帯、市民税非課税世帯：補聴器購入費用全額で上限50,000円 市民税課税世帯：補聴器購入費用の1/2で上限30,000円 修理費や付属品単体の購入費、受診や意見書作成にかかる費用は対象外 助成の交付を受けてから5年を経過するまで再申請不可
77 新潟県 加茂市	18歳以上	身体障害者手帳の交付とならない方で、片耳の聴力レベルが40デシベル以上または医師が補聴器の装用を必要と認めた方、かつ補聴器の装用によりコミュニケーション能力の向上について一定の効果が期待できると医師が判断した方	生活保護世帯、市民税非課税世帯は補聴器購入費用全額：上限50,000円 市民税課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で25,000円 修理費、電池交換および付属品購入費は対象外 助成を受けてから5年を経過するまで再申請不可
78 新潟県 十日町市	18歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上（医師が補聴器の装用を必要と認めた場合はこの限りでない）で、補聴器の装用によりコミュニケーション能力の向上について一定の効果が期待できると医師が判断する方	生活保護世帯、市民税非課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限50,000円 上記以外の世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円
79 新潟県 見附市	50歳以上 74歳以下	片耳の聴力レベルが40デシベル以上または医師が補聴器装用を必要と認めた方で、補聴器の装用により地域社会とのコミュニケーション確保について一定の効果が期待できると医師が判断する方	生活保護世帯、市民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 市民税課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円
80 新潟県 村上市	18歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上（医師が装用の必要を認めた場合は40デシベル未満も対象）で、身体障害者手帳の交付対象とならない方	生活保護世帯、市民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 市民税課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円
81 新潟県 燕市	18歳以上	両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上または医師が補聴器装用の必要を認めた方で、身体障害者手帳の交付対象とならない方	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 市町村民税課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限30,000円 市税等に滞納がない方が対象で、交付決定前に購入したもの、修理費や付属品単体の購入費は対象外 助成の交付決定を受けた日から5年を経過するまでは再申請不可
82 新潟県 佐渡市	18歳以上	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、補聴器の装用によりコミュニケーション能力の向上について、一定の効果が期待されると医師が判断する方で、身体障害者手帳の交付対象とならない方	生活保護世帯、市民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 市民税課税世帯：補聴器購入費用の1/2で上限25,000円 購入後の申請、修理費や付属品（イヤモールドなど）の購入費は対象外 助成を受けた方は、助成を受けてから5年を経過するまで再申請不可

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
83 新潟県 弥彦村	18歳以上	障害者手帳を持たない方で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上または医師に補聴器の使用が特に必要と判断された方	原則、補聴器は装着効果の高い側の耳の片側 生活保護世帯、住民税非課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で50,000円 住民税課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で30,000円
84 新潟県 田上町	18歳以上	身体障害者手帳の交付対象とならない方で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上または医師が補聴器装用を必要と認めた方で、補聴器の装用により生活上一定の効果が期待できると医師が判断する方	生活保護世帯・町民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 町民税課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限30,000円 過去5年間に本事業または田上町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱による助成を受けていない方、かつ町民税所得割額の最多納税者が46万円未満の世帯が対象 原則として装用効果の高い側の耳に装用する補聴器の購入費を助成するが、教育及び職業上真に必要と認められた場合は、両側の耳に装用する補聴器の購入費用についてそれぞれ助成
85 新潟県 阿賀町	18歳以上	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用の50%で上限 50,000円 住民税課税世帯：補聴器購入費用の50%で上限 30,000円 左右のいずれかの耳に装着する、補聴器1台分の購入費用が対象
86 新潟県 関川村	18歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で身体障害者手帳の交付の対象とならない方（医師が装用の必要を認めた場合は40デシベル未満も対象）	生活保護世帯・村民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 村民税課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円 助成の交付を受けてから5年を経過するまでは再申請不可
87 新潟県 上越市	全年齢	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上または医師が補聴器を装用する必要があると認めた方	同一世帯員のうち市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円未満である方対象で、基準額は52,900円（基準額を超えた費用は自己負担） 生活保護世帯または市民税非課税世帯：52,900円 市民税課税世帯：18歳未満は基準額の9割、18歳以上は基準額の5割
88 新潟県 胎内市	18歳以上	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、医師が補聴器の装用を必要と認め、身体障害者手帳の対象とならない方	生活保護世帯：補聴器購入費用で上限70,000円 住民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 住民税課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円 修理費や付属品単体（イヤーマールド等）の購入費、世帯員のうち市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外
89 新潟県 津南町	18歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない、両耳の聴力レベルが30デシベル以上である人または医師が補装具を装用する必要があると認める方で、補聴器の装用により社会参加の促進等一定の効果が期待できると医師が判断するもの	生活保護世帯、町民税非課税世帯：補聴器の本体及び付属品購入費用で50,000円 上記以外の世帯：補聴器の本体及び付属品購入費用の2分の1で30,000円 対象者または同一世帯員のうち町民税所得割の最多納税者の当該納税額が46万円未満の方かつ本事業または津南町軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業による助成決定を受けた日から起算して5年を経過した方対象 修理や部品の交換、調整等の費用は対象外で助成上限額を超えた費用は自己負担
90 新潟県 出雲崎町	18歳以上	身体障害者手帳の交付対象とならない、両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上または医師に補聴器の装用が特に必要と判断された方	生活保護世帯：補聴器本体と付属品購入費用全額で上限100,000円 それ以外の世帯：補聴器本体と付属品購入費用の2分の1で上限50,000円 修理、部品の交換及び調整等の費用は対象外
91 新潟県 刈羽村	18歳以上	身体障害者手帳の交付対象とならない方で、18歳以上64歳以下は両耳の聴力レベルが30デシベル以上（医師が必要と認めた場合は両耳の聴力レベルが30デシベル未満も対象）、65歳以上は両耳の聴力レベルが50デシベル以上で、補聴器の装用により社会参加の促進、認知症予防及び認知症進行予防・うつ病予防のいずれかの効果が期待できると医師が判断する方	生活保護世帯：補聴器購入費用全額で、上限100,000円 住民税非課税世帯：補聴器購入費用の半額で上限50,000円 課税世帯：補聴器購入費用の半額で上限は30,000円 村民税に滞納のないことが条件で、購入する補聴器は装着効果の高い側の耳に片側装用するものとし18歳以上64歳未満は医師が必要と認めた場合に限り両側装用可で両耳の補聴器について助成額算定

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
92 新潟県 柏崎市	18歳以上	身体障害者手帳の交付対象とならず、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の方（医師が補聴器の装用を必要と認めた場合は両耳の聴力が30デシベル未満も対象）で、補聴器の装用により、コミュニケーション能力の向上に一定の効果があると医師に判断された方	生活保護世帯・市民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 市民税課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円 市民税所得割額が最も多い納税者の納税額が、46万円以上の世帯は対象外 補聴器に関する付属品単体での購入費、その他補聴器の購入に直接関係しない経費は対象外
93 新潟県 糸魚川市	50歳～74歳	身体障害者手帳交付の対象とならず、両耳の聴力レベルが、それぞれ40デシベル以上で、補聴器をつけることで、コミュニケーション能力が維持できたり、向上したりすると医師が判断する方	補聴器購入費用の2分1で上限20,000円 付属品や部品購入、修理は対象外 市税を滞納しておらず、この事業の助成を受けたことがない方が対象
94 新潟県 妙高市	18歳以上	身体障がい者手帳の交付対象とならず、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、補聴器の装用により、一定の効果が期待できると医師から診断されている方	生活保護世帯または市民税非課税世帯：補聴器購入費用（イヤモールド付）で上限52,900円 市民税課税世帯：補聴器購入費用（イヤモールド付）の2分の1で上限26,450円 対象者の属する世帯に市町村住民税所得割額が46万円以上の方がいない方対象
95 新潟県 五泉市	18歳以上	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならず、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、補聴器の装用により、言語の習得などについて一定の効果が期待できると医師に判断された方	生活保護世帯または市民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円 上記以外：補聴器購入費用の2分の1で上限額30,000円
96 新潟県 南魚沼市	50歳以上	身体障害者手帳の交付対象とならず、両耳の聴力レベルが40デシベル以上または、医師が補聴器の装用を必要と認めた方で、補聴器の装用により、コミュニケーション能力の維持・向上について効果が期待できると医師が判断した方	生活保護世帯、または市区町村民税非課税世帯：補聴器本体と付属品購入費用で上限25,000円 市区町村民税課税世帯：補聴器本体と付属品購入費の2分の1で上限25,000円 修理、部品交換、付属品のみ購入費用は対象外
97 新潟県 湯沢町	18歳以上	身体障害者手帳の交付対象とならず、両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障がい者に該当しない方（医師が補聴器の装用を特に認めた場合は、両耳の聴力レベルが30デシベル未満でも対象）で、補聴器の装用により、生活上一定の効果が期待できると医師が判断した方	装用効果の高い側の耳に装用する補聴器（1台分）が対象で、医師の診断に基づき、町長が教育・生活上に必要と認めた場合は、両耳の耳に装用する補聴器の購入に係る費用についてそれぞれ助成 生活保護世帯及び町県民税非課税世帯：補聴器の本体及び付属品購入費用の全額で上限 50,000円 町県民税課税世帯：補聴器の本体及び付属品購入費用の2分の1で上限 30,000円 修理・部品交換・調整は対象外 対象者の属する世帯の世帯員に町民税所得割額が46万円以上の方がいる場合、湯沢町の補聴器購入費助成事業による助成決定を受けた日から起算して5年を経過していない場合は対象外
98 新潟県 粟島浦村	18歳以上	インターネットに詳細情報がなく不明	インターネットに詳細情報がなく不明
99 富山県 小矢部市	65歳以上	聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない方で、耳鼻咽喉科を標ぼうする医師により補聴器の使用が必要であると認められた方	補聴器購入費用の2分の1以内で上限30,000円（1人1台1回限り） 市民税非課税世帯で世帯員全員が市税等を完納していることが条件 集音器や助聴器の購入は対象外
100 長野県 飯島町	満75歳以上	聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方で、耳鼻咽喉科の医師により、聴力機能低下のため日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であることが証明されている方	補聴器購入費用で上限20,000円（1人1回限り） 市町村民税が非課税世帯かつ町税その他義務的納金の滞納をしていない世帯であることが条件
101 長野県 南箕輪村	満65歳以上	両耳聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満または片耳の聴力が40デシベル以上で他耳の聴力レベルが90デシベル未満で、耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用が必要であると証明を受けた方	補聴器購入費用で上限20,000円（1人1回限り） 村の納付金に未納がないことが条件 集音器、助聴器等の補聴器以外の機器、受診、検査費用及び証明書料等は対象外
102 長野県 伊那市	18歳以上	聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けておらず、専門医により補聴器の装用が必要であると診断されている方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用の3分の2で上限30,000円 上記以外の世帯：補聴器購入費用の3分の1で上限30,000円 全ての世帯員の前年分の所得税額の合計が8万円以下であることかつ全ての世帯員が市税等を滞納していないこと、さらに補装具制度の取り扱いのある補聴器販売業者から補聴器を購入することが条件

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合があります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
103 長野県南木曾町	65歳以上	日本耳鼻咽喉科学会耳鼻咽喉科専門医がいる医療機関を受診し、補聴器の使用が必要である旨の意見書をもらえる方	補聴器購入費用の2分の1で上限30,000円 言語聴覚士または認定補聴器技能者が常駐する販売店で補聴器を購入することが条件
104 長野県木曾町	65歳以上	聴力の機能低下があり平成27年4月1日以降に補聴器を購入した方	補聴器購入費用の2分の1以内で上限30,000円（交付は5年以内に1回限り） 障害者への補助金やその他補助金との併用がないことが条件
105 長野県松川村	65歳以上	一側耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満、他側耳の聴力レベルが40デシベル以上90デシベル未満で、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象外である方	補聴器購入費の2分の1以内で上限30,000円 松川村税等を滞納していない方対象
106 長野県飯綱町	18歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方	町民税非課税世帯：補聴器購入費用の2分の1以内で上限30,000円（1人1台1回限り）
107 長野県阿智村	18歳以上	両耳聴力レベルが70デシベル未満で、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていおらず、耳鼻咽喉科の医師から、聴力低下のため日常生活に支障があり補聴器の使用が必要であると証明されている方	補聴器購入費用の2分の1以内で上限50,000円（村税等を滞納していないこと）
108 長野県中川村	65歳以上	両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、聴力レベルが身体障害者手帳の交付対象外の方	補聴器購入費用の2分の1以内で上限100,000円（1人1回限り） ほかの同様の補助制度による補助金を受けていない方対象 集音器・助聴器等は対象外
109 岐阜県飛騨市	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベルで、身体障がい者手帳の交付対象でない方	中等度難聴用補聴器購入費用が80,000円以上：40,000円 中等度難聴用補聴器購入費用が80,000円未満：購入費の2分の1 飛騨市内の販売店での購入（市外の業者からの購入である場合は対象外）が条件
110 岐阜県輪之内町	満65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方	補聴器購入費用80,000円以上：40,000円 補聴器購入費用80,000円未満：購入費の2分の1
111 静岡県富士宮市	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならず、耳鼻咽喉科医師が補聴器の使用を必要と認めた方	補聴器購入費用の2分の1以内で上限30,000円 他の補聴器購入費等の助成や、過去にこの補聴器購入助成金の交付を受けていない方対象
112 静岡県磐田市	70歳以上	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付対象とならず、耳鼻咽喉科医師により補聴器の使用によって日常生活における聞き取りの改善が見込まれるとされた方	補聴器購入費用の2分の1以内で上限30,000円（1人1回限り） 労働者災害補償保険法その他の法令に基づき補聴器購入費などの助成を受けていないこと、市税などを滞納していないこと（本人・本人が属する世帯の全世帯員）、過去において本事業の助成を受けていないことが条件 本人が属する世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外
113 静岡県焼津市	65歳以上	両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、医師が補聴器の使用を必要と認めた方	補聴器購入費用の2分の1以内で上限30,000円（本人が住民税非課税） その他の法令等に基づき補聴器購入費の助成を受けていない方対象
114 静岡県藤枝市	65歳以上	両耳の聴力レベルが70デシベル未満で、医師が補聴器の使用を必要と認めた方 聴力レベルが身体障害者手帳の交付となる場合は、障害者の助成を検討	市民税非課税世帯：補聴器購入費用の2分の1以内で上限50,000円 市税等の滞納がなく、過去5年本事業の助成を受けていないことが条件 集音器は対象外
115 静岡県長泉町	65歳以上	両耳または片耳の聴力が41デシベル以上で、障害者総合支援法による補聴器の支給対象にならない方	両耳の聴力レベルが41デシベル以上：補聴器購入費用の2分の1以内で上限80,000円 片耳の聴力レベルが41デシベル以上：購入費の2分の1以内で上限40,000円

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
116 愛知県 犬山市	65歳以上	両耳の聴力レベルが30デシベル以上 70デシベル未満 障害者手帳所持または他の補聴器助成を受けている人は対象外	世帯全員が住民税非課税：補聴器購入費用の半額で上限は20,000円
117 愛知県 稲沢市	70歳以上	両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方で、医師（指定医）により補聴器の装用が必要と判断された方	市町村住民税非課税世帯、生活保護世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限30,000円（1人1台1回限り） その他の法令に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない方対象
118 愛知県 北名古屋市	満70歳以上	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳等級表の6級以上と診断された方	補聴器購入費用が60,000円以上：30,000円 補聴器購入費用が60,000円未満：購入費の半額 身体障害者福祉法により補聴器の給付を受けている方は対象外
119 愛知県 設楽町	65歳以上	障害者総合支援法に基づく補聴器の支給対象とならない方で、聴力低下のため日常生活に支障があり、医師による意見書を得ることができる方	補聴器購入費用の3分の2以内で片耳につき上限50,000円（1人1回限り） 修理または調整に要した費用の2分の1以内で上限10,000円（修理・調整費：耐用年数期間中の各年1回限りで、本事業により購入した補聴器の修理等に限る）
120 三重県 朝日町	満65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方で、耳鼻咽喉科の医師（又は標準純音聴力検査ができる医師）の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けた方	片耳の場合：補聴器本体と付属品購入費用で上限12,000円 両耳の場合：補聴器本体と付属品購入費用で上限22,000円 集音器、故障、修理、メンテナンス、受診・検査費用や文書料、送料等、申請前に購入されたものは対象外 前回の助成金交付から5年を経過すると再度申請可
121 三重県 南伊勢町	満65歳以上	4分法により両側中等度難聴（40デシベル以上70デシベル未満）または1側耳の聴力レベルは40デシベル未満であるが、他側耳の聴力レベルが70デシベル以上であり、耳鼻咽喉科医師により補聴器の必要性を認める旨の意見書を得ることができる方、かつ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない方	補聴器本体1台分および付属品購入費用で上限30,000円 本人及びその世帯に属する世帯員が町税等を滞納していないことが条件 医師の意見書等を得るための診察料、検査料等の費用、助成の申請に係る費用等は対象外
122 滋賀県 豊郷町	18歳以上	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の支給対象とならない方で、医師等の診断を受け補聴器が必要と認められる方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円
123 滋賀県 甲良町	18歳以上	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の支給対象とならないが、医師の診断等により補聴器が必要と認められる方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円 助成を受けた日から5年間は再申請不可
124 大阪府 貝塚市	65歳以上	身体障害者手帳（聴覚障害）を所持していない方で、医師から補聴器が必要と認められ初めて補聴器を購入する方	市民税非課税世帯：初めての補聴器購入費用の2分の1で上限25,000円（1人1台1回限り） 故障、修理、メンテナンスなどの費用及び集音器の購入費並びに診察料、検査料、証明書料、送料その他購入のために要した費用は対象外
125 大阪府 交野市	満65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けておらず、耳鼻咽喉科医師の診断を受け、補聴器等の必要性を認める証明を受けた方 中等度難聴程度（医師の判断による例外あり）の方対象	市民税非課税世帯又は生活保護世帯：補聴器購入費用で上限25,000円（1人1台1回限り） 修理、メンテナンスなどにかかる費用、診察料、文書料等、申請前に購入されたものは助成対象外
126 兵庫県 明石市	満65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方で、耳鼻科の医師の診断を受け補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けた方（中等度難聴程度、医師の診断による例外あり）	補聴器本体と付属品購入費用で片耳、両耳問わず上限20,000円（1人1回限り） 集音器、故障、修理、メンテナンス、受診・検査費用や文書料、送料等、申請前に購入されたものは対象外
127 兵庫県 相生市	満65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方で、耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器適合に関する診療情報提供書を受けた方	非課税世帯：補聴器本体と付属品購入費用で上限20,000円（1人1回限り） 専門業者（認定補聴器専門店、認定補聴器技能者）から購入したものに限り対象 故障、修理、メンテナンスなどは対象外

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合があります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

	市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
128	兵庫県 養父市	満65歳以上	両耳聴力40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴で、医師の意見書により聴力が所定の基準を満たす方で、聴力での身体障害者手帳の対象とならない方	補聴器本体購入費用で上限額30,000円（1人1回限り） 付属品や申請に係る受診費用、文書料等、メンテナンス代、集音器、助成交付決定前に購入した補聴器は対象外
129	兵庫県 稲美町	満65歳以上	聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けておらず、耳鼻咽喉科で医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明を受けた方	補聴器本体と付属品の購入費用で両耳、片耳問わず上限30,000円（1人1回限り） 集音器、故障、修理、メンテナンス、受診・検査費用や文書料、送料、令和4(2022)年3月31日までに購入されたもの、申請前に購入されたものは対象外
130	兵庫県 新温泉町	満65歳以上	聴力障がいによる身体障害者手帳の対象とならず、両耳聴力40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴で、耳鼻科の医師が補聴器の必要性を認める方	補聴器本体購入費用で上限30,000円（1人1回限り） 集音器、補聴器付属品や助成の申請に伴う診療費用、文書料、メンテナンス代等、過去にこの助成を受けている方は対象外
131	兵庫県 加西市	満65歳以上	聴力障がいによる身体障害者手帳の対象とならず、両耳聴力40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴で、耳鼻科の医師が補聴器の必要性を認める方	補聴器購入費用で上限30,000円(1人1回限り) 集音器、補聴器付属品、助成の申請に伴う受診費用、文書料、メンテナンス代等、助成金交付決定前に購入した補聴器は対象外
132	奈良県 三郷町	65歳以上	両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満または一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上で、聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けていない方	補聴器1台分の購入費用の2分の1で上限20,000円 町税を滞納していない方対象 付属品の購入に要する経費、送料、診察料、文書料は対象外
133	奈良県 斑鳩町	65歳以上	両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満または一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上で、聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方、かつ身体障害者手帳の聴覚障害の診断書および意見書を記載できる医師から補聴器の必要性を認める意見書を受けることができる方	補聴器1台分の購入費用の2分の1で上限20,000円 町税を滞納しておらず、初めて申請される人または交付決定を受けてから5年を経過している方対象 助成金交付決定前に購入した補聴器、付属品の購入に要する経費、送料、診察料、文書料等は対象外
134	和歌山県 和歌山市	65歳以上	聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けておらず、両耳の聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満または一耳の聴力レベルが40デシベル以上かつ他耳の聴力レベルが80デシベル以上で、医師により補聴器の使用が必要と認められた方	市町村民税が非課税世帯：補聴器本体と電池購入費用で上限20,000円（1人1回限り） 助成金の交付の決定前に購入した経費、補聴器の付属品（電池を除く）の購入に要する経費、集音器、助聴器等補聴器以外の機器の購入に要する経費は対象外
135	和歌山県 紀美野町	満65歳以上	中等度難聴程度 (医師の診断による例外あり)	住民税非課税世帯：補聴器本体と付属品（電池のみ）購入費用で上限20,000円（1人1台1回限り） 集音器、申請前の購入、受診・検査費用や文書料、送料等、故障、修理、メンテナンスなどは対象外
136	和歌山県 すさみ町	18歳以上	聴覚障がいの身体障害者手帳の交付対象ではない方	機器（補聴器、集音器）購入費用で上限20,000円 修理・メンテナンスなどは対象外 助成を受けてから5年を過ぎるまで再度申請は不可
137	鳥取県 湯梨浜町	満65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方で、両耳の聴力レベルを平均して40デシベル以上70デシベル未満または40デシベル未満の場合でも医師によって補聴器が必要と認められた方	補聴器本体購入費用の2分の1で片耳、両耳を問わず上限30,000円 他の付属品、集音器、補聴器の修理やメンテナンス等の保守にかかる費用、助成交付決定前に購入した補聴器は対象外 前回の助成交付から5年を経過すると再申請可
138	鳥取県 北栄町	満65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方で、両耳の聴力レベルを平均して40デシベル以上70デシベル未満または40デシベル未満でも医師が補聴器の必要性を認めた方	補聴器本体購入費用の半額で片耳、両耳を問わず上限30,000円 その他の付属品、集音器、修理、メンテナンス、交付決定通知より先に補聴器を購入した場合は対象外 前回の補助金交付から5年を経過すると再度申請可
139	鳥取県 日吉津村	満40歳以上	両耳聴力が40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴で、耳鼻咽喉科医師から補聴器の使用の必要性を認められた方で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補聴器の支給を受けられない方	補聴器本体(電池含む)1台分の購入費用の2分の1で上限30,000円（1回限り） 診察料、検査料等の受診費用及び補聴器の修理、保守、付属品(電池除く)等の費用、既に本助成を受けたことがある方は対象外

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合があります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
140 鳥取県 大山町	満65歳以上	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方で、両耳の聴力レベルが平均して40デシベル以上70デシベル未満かつ永続性を認め、補聴器が必要と判断した方または両耳聴力レベルが平均40デシベル以下で、医師が特に補聴器を必要と判断した方	補聴器本体と付属品等の購入費の2分1で片耳、両耳を問わず上限30,000円 認定補聴器専門店で購入した補聴器のみが補助対象 暴力団員および暴力団関係者でない方対象
141 島根県 益田市	65歳以上	両耳聴力レベルの平均が40デシベル以上70デシベル未満で、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方	補聴器本体（イヤーマールドを含む）の購入費用が25,000円以上で上限25,000円（1人1台1回限り） 益田市介護保険料第1段階から第5段階までの方対象 修理費等及び交付決定前に購入したものは対象外
142 岡山県 備前市	65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない方で、耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書の交付が受けられる方	住民税非課税世帯（世帯員全員が住民税非課税）：補聴器購入費用で上限50,000円（1人1回限り） 専門業者（認定補聴器専門店、認定補聴器技能者）からの購入に限り助成 過去にこの助成金を受けていない方対象 修理代、文書料、診察料（受診料）、助成の申請を行い「交付決定」を受ける前に購入したものは対象外
143 岡山県 瀬戸内市	満65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない方で、耳鼻科の医師により補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書をもらえる方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限50,000円（1人1回限り） 過去にこの助成を受けていない方対象 修理代や文書料、助成金交付決定前に購入した補聴器は対象外
144 高知県 四万十町	65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方で、片耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻科医師による補聴器の必要性を認める補聴器購入意見書が交付される方	非課税世帯補聴器本体の購入又は製作にかかる費用の2分の1で上限は50,000円（1人1回限り） 町税等の滞納がないこと、認定補聴器販売事業所及び認定補聴器技能者が在籍する事業所で見積書を作成し購入すること、過去に本制度の助成を受けていないことが条件 付属品や、修理、メンテナンス等に係る経費、医療機関の受診費用は対象外
145 福岡県 田川市	記載なし	身体障害者手帳の交付を受けることができず、両耳聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満、または片耳の聴力レベルが50デシベル以上で他耳の聴力レベルが90デシベル未満であり、耳鼻咽喉科治療により聴力改善が見込めない方	市民税非課税世帯、均等割のみの市民税課税世帯または生活保護世帯：助成対象経費と市が定める基準額を比較し、いずれか低い額の2分の1を助成
146 福岡県 豊前市	65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方で、両耳とも中等度（40デシベル以上70デシベル未満）以上の難聴もしくは両耳または片方の聴力が40デシベル未満だが補聴器が必要と認められ、医師の診断を受け、補聴器の必要を認める証明を受けた方	市民税非課税世帯：補聴器本体購入費用で片耳、両耳問わず上限20,000円（1人1回限り） 医療機関での受診・検査料、文書料、送料等、集音器や付属品、故障、修理、保守（メンテナンス）、申請前に購入された補聴器は対象外
147 福岡県 みやこ町	65歳以上	障害者手帳（聴覚）の交付を受けていないが、専門医（耳鼻咽喉科等）を受診して医師から補聴器を勧められた方	住民税非課税世帯：補聴器購入費用で上限20,000円（1人1台限り） 世帯の中に町税及び使用料の滞納がない方、管理医療機器認定の補聴器を購入予定の方が対象
148 福岡県 大刀洗町	満65歳以上	聴力障害による身体障害者手帳の交付を受けていないかつ障害者総合支援法の補装具支給対象者でない方で、両耳の聴力が40デシベル以上70デシベル未満	申請者本人が非課税：補聴器本体と付属品購入費用で上限25,000円（1回限り） 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がないことが条件 集音器、修理、メンテナンス代、受診・検査費用・文書料、申請前に購入されたものは対象外
149 福岡県 小竹町	65歳以上	両耳聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満または片耳の聴力レベルが50デシベル以上他耳の聴力レベルが90デシベル未満で、耳鼻咽喉科治療により聴力改善が見込めない方で、障害者総合支援法第76条第1項に規定する補装具費の支給対象でない方	町民税非課税世帯、町民税均等割のみ課税されている世帯、生活保護を受給されている世帯：補聴器購入費用の2分の1で上限21,950円 助成対象補聴器は補装具の種類、購入又は修理に要する費用の額の算定時に関する基準に定める高度難聴用補聴器（ポケット型及び耳かけ型） 労働者災害補償保険法その他の法令に基づく補聴器購入費の助成を受けていない方対象 この助成で購入した補聴器の修理及び耐用年数期間内の買換え費用は対象外

補聴器購入費用助成実施地方自治体（2023年5月25日現在）

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- ・ 本資料のご利用に際しての留意事項を最後に記載していますのでご参照ください。

市区町村名	年齢条件	聴力条件	助成内容と申請条件
150 長崎県 五島市	65歳以上	身体障害者福祉法の聴覚障害の障害等級に該当せず、両耳の聴力レベルがそれぞれ50デシベル以上で、耳鼻咽喉科の治療では聴力改善が見込めず、補聴器を使うことで社会参加などが期待できると判断される方	世帯の全員が地方税法の規定による市民税非課税、生活保護法の要保護者の方：補聴器購入費の9割以内で上限37,000円
151 熊本県 益城町	65歳以上	聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないが、補聴器の必要性を認めるといふ医師による意見書を提出することができる方	住民税非課税の方：補聴器購入費用で上限30,000円 助成の対象となるのは令和2年4月1日以後に購入した補聴器に限る 補聴器の修理や保守に係る費用は助成の対象外
152 熊本県 五木村	65歳以上	聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けておらず、村による基本チェック（審査）により、補聴器の使用が必要であると判断された方	補聴器購入費用と50,000円とのいずれか低い金額または医師により補聴器が2台必要であることが証明されている場合は合わせた費用の額と100,000円とのいずれか低い金額（1人1回限り） 対象者が既にこの助成を受けている場合、対象者が本村の住民基本台帳に記録される前に費用の助成対象となる補聴器を購入した場合は対象外
153 宮崎県 三股町	満65歳以上	身体障害者手帳（聴覚障害）を持っていない方で、聴力レベル40デシベル以上70デシベル未満（両耳とも）または医師の判断により両耳または片耳の聴力レベルが40デシベル未満だが補聴器が必要な方で、耳鼻咽喉科の診断結果を得られる方	補聴器本体及び付属品購入費用で上限30,000円（1人1台1回限り） 町税等の滞納がないことが条件 決定前の購入、集音器、受診・検査費用及び証明資料、送料等は対象外
154 鹿児島県 曾於市	65歳以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けておらず、補聴器の必要性を認める医師の証明を受けた方	補助対象経費の2分の1以内で上限20,000円（1回限り）
155 沖縄県 那覇市	65歳以上	障がい福祉課からの助成など、他の制度で補聴器の補助・交付を受けられない方で、耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要との意見書を徴することができる方	市県民税非課税世帯：補聴器本体1台分の購入費で上限25,000円（1人1回限り） 購入後の修理等、助成の決定前に購入した補聴器は対象外
156 沖縄県 南風原町	65歳以上	聴力が四分法において両耳が50デシベル以上、または片側の耳が40デシベル以上で且つもう片方の耳が80デシベル以上で、耳鼻咽喉科医師により補聴器の使用が必要と判断された方かつ耳鼻咽喉科医師から基準を満たすと認められ、補聴器の使用が必要と意見書を徴することができる方	住民税非課税世帯：補聴器本体1台分の購入費で上限25,000円

<本資料ご利用に際しての留意事項>

- ・ インターネット検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあります。
- ・ 自治体HPやインターネットに記載されたデータに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。
- ・ 著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず「出典：オーティコン補聴器 ヘルシーヒアリングジャパン」と明記願います。